

都城市過疎地域持続的発展計画の概要

計画策定の背景

国の過疎地域対策

- 昭和45年度～昭和54年度：過疎地域対策緊急措置法
- 昭和55年度～平成元年度：過疎地域振興特別措置法
- 平成2年度～平成11年度：過疎地域活性化特別措置法
- 平成12年度～令和2年度：過疎地域自立促進特別措置法
- 令和3年度～令和12年度：過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法

本市における過疎地域

- 令和3年度：高城地区、高崎地区が指定
- 令和4年度：山之口地区、山田地区が指定（令和2年国勢調査の結果により）

本市過疎計画

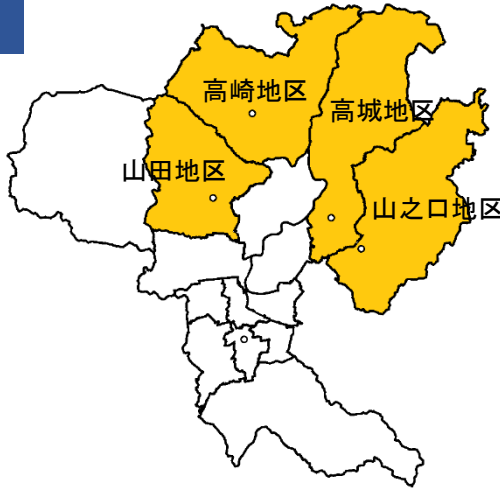
- 令和3年度：都城市過疎地域持続的発展計画（令和3～7年度）を策定
- 令和4年度：過疎地域追加指定に伴い、改定
- 令和7年度：計画の終期を迎えるため、令和8年度から令和12年度までの計画を策定

計画の構成

- 1 基本的な事項
- 2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成
- 3 産業の振興
- 4 地域における情報化
- 5 交通施設の整備、交通手段の確保
- 6 生活環境の整備
- 7 子育て環境の確保、高齢者の保健・福祉の向上・増進
- 8 医療の確保
- 9 教育の振興
- 10 集落の整備
- 11 地域文化の振興
- 12 再生可能エネルギーの利用の推進
- 13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

計画策定に伴う財政措置

- ・過疎対策事業債（過疎債）の発行（充当率100%。元利償還金の7割が交付税措置）
- ・所得税・法人税に係る減価償却の特例、地方税の減収補填措置等の支援措置



基本目標

ア 人口に関する目標

市全体	項目	基準値	目標値
	市の総人口	160,640人(R2)	157,800人(R12)
地域別	項目	基準値	目標値
	山之口地区の人口	5,817人(R2)	5,100人以上(R12)
	高城地区の人口	9,789人(R2)	9,000人以上(R12)
	山田地区の人口	6,531人(R2)	5,600人以上(R12)
	高崎地区の人口	8,148人(R2)	6,400人以上(R12)

イ 財政力に関する目標

項目	基準値	目標値
将来負担比率	—	—

※将来負担比率なしとは、健全な財政状態であることを示しており、「なし」を「—」で表記

計画期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間